

羽生市訪問型サービス(独自)サービスコード表

令和8年6月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位				
種類	項目									
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1176単位	日割の場合 ÷ 30.4日	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割						39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合				2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			2349単位	日割の場合 ÷ 30.4日		77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合				3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			3727単位	日割の場合 ÷ 30.4日		123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合			12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合 ÷ 30.4日		1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合				23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合 ÷ 30.4日		1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合				37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割の場合 ÷ 30.4日		1単位減算	-1	1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	(1)1週に1回程度の場合			12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				日割の場合 ÷ 30.4日		1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合				23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割				日割の場合 ÷ 30.4日		1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合				37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割				日割の場合 ÷ 30.4日		1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき		

羽生市訪問型サービス(独自)サービスコード表

令和8年6月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200 1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算 100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算 200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50 1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算	1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算	
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算	

色分けルール:【水色→新設】【黄色または赤字→変更】【灰色→廃止】

## 羽生市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表

令和8年6月1日

種類 コード	項目 コード	サービス名称	単位数	算定 単位	給付割合	1単位	算定概要
A3	1001	訪問型サービスA	243	回	90%	6級地 (10.42円)	緩和基準によるヘルパーサービス。
A3	1002	訪問型サービスA(2割負担)	243	回	80%	6級地 (10.42円)	自己負担2割の高所得者に適用。
A3	1005	訪問型サービスA-建物減算90%	219	回	90%	6級地 (10.42円)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合に90%減算。
A3	1006	訪問型サービスA-建物減算90%(2割負担)	219	回	80%	6級地 (10.42円)	自己負担2割の高所得者に適用。
A3	1009	訪問型サービスA(3割負担)	243	回	70%	6級地 (10.42円)	自己負担3割の高所得者に適用。
A3	1011	訪問型サービスA-建物減算90%(3割負担)	219	回	70%	6級地 (10.42円)	自己負担3割の高所得者に適用。

羽生市通所型サービス(独自)サービスコード表

令和8年6月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1798単位	日割の場合 ÷ 30.4日	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2		3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3621単位	日割の場合 ÷ 30.4日	119	1日につき	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2		事業対象者・要支援2	176単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	144単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ2		事業対象者・要支援2	48単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	1月につき	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき	

羽生市通所型サービス(独自)サービスコード表

令和8年6月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	フ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の111/1000 加算	1月につき
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の120/1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の109/1000 加算	
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の118/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算	
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算	
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12	利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の117/1000 加算		
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の127/1000 加算		
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の115/1000 加算		
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の125/1000 加算		
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の105/1000 加算		
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき

色分けルール:【水色→新設】【黄色または赤字→変更】【灰色→廃止】

羽生市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表

令和8年6月1日

種類コード	項目コード	サービス名称	単位数	算定単位	給付割合	1単位	算定概要
A7	1001	通所型サービスA	350	回	90%	6級地 (10.27円)	緩和基準によるデイサービス。
A7	1002	通所型サービスA(2割負担)	350	回	80%	6級地 (10.27円)	自己負担2割の高所得者に適用。
A7	1003	通所型サービスA-定員超過・員数不足70%	245	回	90%	6級地 (10.27円)	利用者定員数が基準を超える又は介護職員の員数が基準以下の場合に70%減算。
A7	1004	通所型サービスA-定員超過・員数不足70%(2割負担)	245	回	80%	6級地 (10.27円)	自己負担2割の高所得者に適用。
A7	1005	通所型サービスA-片道送迎	303	回	90%	6級地 (10.27円)	利用者に片道分の送迎を行わない場合に47単位を減算。
A7	1006	通所型サービスA-片道送迎(2割負担)	303	回	80%	6級地 (10.27円)	自己負担2割の高所得者に適用。
A7	1007	通所型サービスA-送迎なし	256	回	90%	6級地 (10.27円)	利用者に往復で送迎を行わないか、事業所と同一建物に居住する利用者の場合に94単位を減算。
A7	1008	通所型サービスA-送迎なし(2割負担)	256	回	80%	6級地 (10.27円)	自己負担2割の高所得者に適用。
A7	1009	通所型サービスA-定員超過・員数不足・片道送迎	198	回	90%	6級地 (10.27円)	定員超過又は員数不足と、片道送迎が同時に適用される場合に使用。
A7	1010	通所型サービスA-定員超過・員数不足・片道送迎(2割負担)	198	回	80%	6級地 (10.27円)	自己負担2割の高所得者に適用。
A7	1011	通所型サービスA-定員超過・員数不足・送迎なし	151	回	90%	6級地 (10.27円)	定員超過又は員数不足と、送迎なしが同時に適用される場合に使用。
A7	1012	通所型サービスA-定員超過・員数不足・送迎なし(2割負担)	151	回	80%	6級地 (10.27円)	自己負担2割の高所得者に適用。
A7	1013	通所型サービスA(3割負担)	350	回	70%	6級地 (10.27円)	自己負担3割の高所得者に適用。
A7	1014	通所型サービスA-定員超過・員数不足70%(3割負担)	245	回	70%	6級地 (10.27円)	自己負担3割の高所得者に適用。
A7	1015	通所型サービスA-片道送迎(3割負担)	303	回	70%	6級地 (10.27円)	自己負担3割の高所得者に適用。
A7	1016	通所型サービスA-送迎なし(3割負担)	256	回	70%	6級地 (10.27円)	自己負担3割の高所得者に適用。
A7	1017	通所型サービスA-定員超過・員数不足・片道送迎(3割負担)	198	回	70%	6級地 (10.27円)	自己負担3割の高所得者に適用。
A7	1018	通所型サービスA-定員超過・員数不足・送迎なし(3割負担)	151	回	70%	6級地 (10.27円)	自己負担3割の高所得者に適用。

羽生市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

令和8年6月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	442単位	442
AF	1101	介護予防ケアマネジメントA・虐待防止未実施減算	事業対象者、要支援1・2、要介護1・2・3・4・5 高齢者虐待防止措置未実施減算	4単位減算	438
AF	1201	介護予防ケアマネジメントA・虐待防止未実施減算・業務継続計画未策定減算		業務継続計画未策定減算 8単位減算	434
AF	1301	介護予防ケアマネジメントA・業務継続計画未策定減算		業務継続計画未策定減算 4単位減算	438
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA・初回	介護予防ケアマネジメント費＋初回加算	442単位＋300単位	742
AF	1102	介護予防ケアマネジメントA・初回・虐待防止未実施		高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	738
AF	1202	介護予防ケアマネジメントA・初回・虐待防止未実施・業務継続計画未策定		業務継続計画未策定減算 8単位減算	734
AF	1302	介護予防ケアマネジメントA・初回・業務継続計画未策定		業務継続計画未策定減算 4単位減算	738
AF	1003	介護予防ケアマネジメントA・委託連携	介護予防ケアマネジメント費＋委託連携加算	442単位＋300単位	742
AF	1103	介護予防ケアマネジメントA・委託連携・虐待防止未実施		高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	738
AF	1203	介護予防ケアマネジメントA・委託連携・虐待防止未実施・業務継続計画未策定		業務継続計画未策定減算 8単位減算	734
AF	1303	介護予防ケアマネジメントA・委託連携・業務継続計画未策定		業務継続計画未策定減算 4単位減算	738
AF	1004	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携	介護予防ケアマネジメント費＋初回加算＋委託連携加算	442単位＋300単位＋300単位	1,042
AF	1104	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携・虐待防止未実施		高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	1,038
AF	1204	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携・虐待防止未実施・業務継続計画未策定		業務継続計画未策定減算 8単位減算	1,034
AF	1304	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携・業務継続計画未策定		業務継続計画未策定減算 4単位減算	1,038
AF	2001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位加算	300
AF	3001	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算	300
AF	4001	介護予防ケア処遇改善加算	ニ 介護職員等処遇改善加算	初回加算・委託連携加算なし(減算あり(未実施・未策定のいずれか又は両方)を含む)	9
AF	4002	介護予防ケア処遇改善加算・初回		初回加算あり かつ 減算なし	16
AF	4003	介護予防ケア処遇改善加算・初回・減算	※イからハマまでの所定単位数の21/1000加算	初回加算あり かつ 減算あり(未実施・未策定のいずれか又は両方)	15
AF	4004	介護予防ケア処遇改善加算・委託		委託連携加算あり かつ 減算なし	16
AF	4005	介護予防ケア処遇改善加算・委託・減算		委託連携加算あり かつ 減算あり(未実施・未策定のいずれか又は両方)	15
AF	4006	介護予防ケア処遇改善加算・初回・委託		初回加算・委託連携加算あり(減算あり(未実施・未策定のいずれか又は両方)を含む)	22

色分けルール:【水色→新設】【黄色または赤字→変更】【灰色→廃止】